○国土交通省告示第四百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の三十九第一項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

別表一般財団法人日本塗装検査協会の項を次のように改める。

一般財団法人日本塗装検査協会	東京都渋谷区恵比寿二丁目十九番八号	令和三年三月三十一日から令和十年三月三十日まで	全域	イ　二八比寿東三丁目十九番八号渋谷区恵比寿二丁目十九番八号塗料会館 ロ　二八比寿東三丁目十九番八号渋谷区恵比寿二丁目十九番八号塗料会館	平成十年三月三十一日

別表ビューロベリタスジャパン株式会社の項を次のように改める。

ビューロベリタスジャパン株式会社	神奈川県横浜市中区山下町二番地	令和三年四月一日から令和十年三月三十日まで	全域	イ　東京都新宿区西新宿二丁目八番地 ロ　東京都新宿区西新宿二丁目八番地	平成十六年十月十八日

○国土交通省告示第四百六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年三月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道230号改築工事（定山渓拡幅・北海道札幌市南区定山渓温泉東二丁目地内から同区定山渓温泉東三丁目地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　北海道札幌市南区定山渓温泉東一丁目、定山渓温泉東二丁目、定山渓温泉東三丁目及び定山渓地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道230号改築工事（定山渓拡幅）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、北海道札幌市南区定山渓温泉東一丁目地内から定山渓地内までの延長2.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道230号改築工事（定山渓拡幅）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道230号（以下「本路線」という。）は、北海道札幌市を起点とし、久遠郡せたな町に至る延長約214kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する札幌市南区定山渓は、北海道を代表する温泉地であり、本路線周辺に温泉宿泊施設が立地している。また、道南地域に位置する檜山郡豊浦町及び同郡洞爺湖町で生産されたいちご及びながいもは、本路線を利用して札幌市へ輸送されている。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、周辺に店舗、公共施設、住居等が存在していることなどから、地域住民による日常生活のための地域内交通と観光及び物流による通過交通がふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず一部区間を除き２車線の道路であることから、交通混雑が発生し、これに起因する交通事故が多く発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、札幌市南区定山渓温泉東二丁目地内で12,671台／日であり、混雑度は1.83となっている。

本件事業の完成により、現道が４車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成29年９月に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるクマゲラ、オジロワシ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ等、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンザリガニ、準絶滅危惧として掲載されているハチクマ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているモイワナズナ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているチャボカラマツ、エゾシモツケ等、準絶滅危惧として掲載されているコモチミミコウモリ、ヤマシャクヤクその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについての、本件事業が及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。保全措置として、ニホンザリガニについては、一部の生息地が改変されることから移設を、コモチミミコウモリ等については、生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、北海道教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。